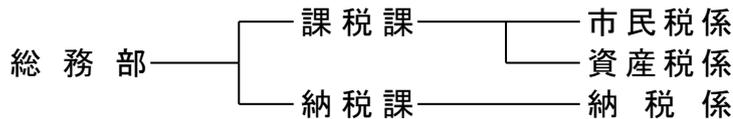


15 税務機構



16 事務分掌

課税課 市民税係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 税務事務に係る連絡調整に関すること。
- (3) 市税の調定に関すること。
- (4) 賦課資料（固定資産に係るものを除く。）の調査及び収集に関すること。
- (5) 個人の市民税及び個人の県民税（以下「県民税」という。）の賦課に関すること。
- (6) 法人の市民税に関すること。
- (7) 軽自動車税に関すること。
- (8) 市たばこ税に関すること。
- (9) 市税の証明（固定資産に係るもの及び納税証明を除く。）に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

資産税係

- (1) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (2) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (4) 特別土地保有税に関すること。
- (5) 国有資産等所在市交付金に関すること。
- (6) 国有提供施設等所在市助成交付金及び施設等所在市調整交付金に関すること。
- (7) 土地、家屋、償却資産の帳簿等の整備及び保管に関すること。
- (8) 固定資産に係る証明に関すること。
- (9) 固定資産の閲覧に関すること。

納税課 納税係

- (1) 市税及び県民税の収納管理及び過誤納金に関すること。
- (2) 督促状の発付に関すること。
- (3) 市税及び県民税の減免に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合に関すること。
- (5) 納税証明に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び徴収の猶予に関すること。
- (7) 市税及び県民税の執行停止及び不納欠損処分に関すること。
- (8) 市税、県民税等の徴収嘱託及び受託に関すること。